

建設リサイクル制度に係る論点及び今後の方向性(案)

促進 リサイ クル	適正 廃棄 処理	項目	着目する観点	現状認識	論点	今後の方向性(案)		
						基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組
)建設リサイクルの促進								
		(1)分別解体	対象建設工事の規模基準について	<p>全工事件数に占める対象建設工事件数の割合(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物解体:件数で71%、廃棄物排出量で94%をカバー 建築物新築・増築:件数で5%、廃棄物排出量で52%をカバー 建築物修繕・模様替:件数で0.2%をカバー(金額ベースでは11%をカバー) その他工作物:廃棄物排出量で95%をカバー <p>対象建設工事の届出・通知率(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物解体:約70% 建築物新築・増築及び修繕・模様替:約80% その他工作物:約90% <p>条例により基準上乗せを実施している自治体は無し。</p>	<p>・現行の対象規模基準を引き下げる必要はあるか。</p> <p>(1)建築物解体 (2)建築物新築 (3)建築物修繕・模様替 (4)その他工作物</p>	<p>・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、法の手続きに基づき把握できる廃棄物量カバー率を向上する必要がある。</p>	<p>・規模基準の引き下げについては賛成・反対に意見が分かっている。</p> <p>・リサイクル促進、廃棄物適正処理のより一層の徹底のために規模基準を引き下げるべきとの意見に対し、まず現行対象工事での徹底を図るべきではないかとの意見がある。</p>	<p>・現行対象工事における届出率を向上させることにより、廃棄物量カバー率の向上を図るべきである。</p>
			分別解体等に係る施工方法に関する基準について	<p>・現行基準は一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して定められている。</p> <p>・建築物解体における建築設備、内装材その他の建築物の部分及び屋根ふき材の取り外しは手作業によらなければならない。</p> <p>・ただし書きにより、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が明確でない。</p>	<p>・分別解体等に係る施工方法に関する基準について見直しは必要か。</p> <p>(1)分別解体等に係る施工方法に関して、ただし書き規定(機械施工等)の適用対象の明確化は必要か。 (2)その他</p>	<p>・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、分別解体等の施工が適正な方法で行われる必要がある。</p>	<p>・規模基準を引き下げた場合、届出・通知件数の増に対し、廃棄物量カバー率の増は微小に留まる。</p> <p>・不適正処理は小規模工事に多いのではないかとの意見があるが、不適正処理と工事規模の関係は明らかではない。</p> <p>・規模基準が大きく廃棄物量カバー率が低い、(2)建築物新築及び(3)建築物修繕・模様替の規模基準を引き下げるべきとの意見があるが、(1)建築物解体に比べ廃棄物発生量が大幅に少ない。</p> <p>・廃棄物が少量となる小規模工事では、分別、収集・運搬が非効率となる。</p>	<p>・規模基準の見直しについては、下記調査等の実施結果を踏まえて、その効果と必要性について検討すべきである。</p> <p>・工事規模と不適正処理量との関係についての調査・分析が必要である</p>
			特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて	<p>・分別解体等に係る施工方法に関する基準には、特定建設資材の適正な分別解体等の確保の観点から、吹付け石綿その他の特定建設資材への付着物について事前調査、事前除去に関する規定がある。</p> <p>・分別解体等の最中に特定建設資材と混合することで、特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物がある(有害物質含有建材や廃石膏ボード等)。</p>	<p>・分別解体等時における廃石膏ボードの特定建設資材からの分離・分別を義務付ける必要はあるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。</p>	<p>・特定建設資材のリサイクル促進及び廃石膏ボードの適正処理の徹底を図るため、分別解体時における廃石膏ボードの特定建設資材への付着や混入を防止する必要がある。</p>	<p>・石膏ボードは解体時に分別させるべきとの意見がある。</p> <p>・廃石膏ボードの現場分別による解体費用上昇について、発注者の理解が得られるような流れを示す必要があるとの意見がある。</p> <p>・石膏ボードと有害物質を同一視すべきでないとの意見がある。</p>	<p>・分別解体に係る施工技術の動向等を踏まえた、施工方法に関する基準の見直しが必要である。</p> <p>・機械施工で対応可能なケースについて基準の明確化が必要である。</p> <p>・特定建設資材の再資源化に支障をきたす廃石膏ボードの現場分別を徹底する措置を講ずるべきである。</p> <p>・廃石膏ボード現場分別の必要性について、費用負担する発注者に対し十分な情報提供を図る必要がある。</p>
				<p>・分別解体等時における有害物質含有建材の取扱を規定する必要があるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。</p>	<p>・特定建設資材のリサイクル促進を図るために、分別解体時における有害物質含有建材(特に石綿含有建材)の適正処理について徹底する必要がある。</p>	<p>・有害物質に係る事前届出内容の充実に関する意見がある。</p> <p>・分別解体時における有害物質の取扱について他法令を含めた横断的整理が必要との意見があるが、現場作業者の健康保護、生活環境保全、廃棄物適正処分などについては関係他法令で具体的な規定が設けられていることから、建設リサイクル法の目的に照らし、特定建設資材のリサイクル促進の観点からの整理とすべきである。</p>	<p>・特定建設資材の再資源化に支障をきたす石綿含有建材の現場分別を徹底する措置を講ずるべきである。</p> <p>・建設リサイクル促進の観点から、建物解体時等の有害物質の取扱に関し、より一層の情報提供を行う必要がある。</p>	

促進 サイ クル	適 正 廃 棄 物 理	項 目	着目する観点	現 状 認 識	論 点	今後の方向性(案)		
						基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組
			対象建設工事の事前届出・通知について	<p>事前届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出主体:対象建設工事の発注者及び自主施工者 届出先・届出期限:都道府県知事、工事着手7日前まで(変更届も含めて) 届出内容: <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の構造 特定建設資材の種類 工事着手時期・工程 分別解体等計画 建設資材の量の見込み その他(代表者氏名等) <p>届出内容が基準に適合しない場合は、受理日から7日以内に変更命令を行い得る。</p> <p>事前通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の機関又は地方公共団体は、届出により逐一審査する必要が乏しいことから、届出に代えて事前通知を行う。 通知先・通知期限:都道府県知事、工事着手前 通知内容:法での規定は無し 	<ul style="list-style-type: none"> 事前届出・通知の内容について見直しは必要か。 事前届出・通知の手続について見直しは必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、事前届出・通知において、発注者が承知すべき事項、行政が状況把握すべき事項について記載される必要がある。 建築物等の分別解体等の履行確保を図るためには、行政が事前届出等の内容について審査を行うために必要な最低限の日数が確保される必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出等内容について充実を図るべきとの意見がある一方で、届出の複雑化は関係者の負担増につながるとの意見もある。 通知様式が国と地方自治体で異なり、都道府県等によって情報把握に必要な情報が含まれていない場合がある。 事前届出の時期について直前まで可能とすべきとの意見があるが、事前届出時期については、行政審査に必要な日数が確保される範囲内で、過度な規制とならないよう可能な限り短期間に設定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出等については、関係者の負担増に十分配慮したうえで、内容の充実を図るとともに、併せて作業負担軽減のための効率化について工夫が必要である。 通知様式について、情報把握に必要な情報が含まれるよう見直す必要がある。 当面は現行の届出時期としつつ、事前届出における手続及び審査の効率化について検討すべきである。 上記検討及び手続の電子化の動向等を踏まえ、適切な届出時期について検討することとする。
			解体工事業の登録制度について	<p>解体工事業を営む際の許可・登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法による許可業者(建築工事業:約19万社、土木工事業:約16万社、とび・土工事業:約16万社) 建設リサイクル法による登録業者(建設業許可業者は登録不要) <p>(登録制度の趣旨:建設業許可の対象でない小規模の解体工事業者すべてに最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図る)</p> <p>解体工事業登録の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 7,749業者(H19.5現在) 	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事業登録の登録制度について見直しは必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事業の登録制度においては、建設業法の許可が不要な小規模工事施工業者について、最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度上における「解体業」の確立が必要との意見があるが、建設業法の28業種区分については多様な意見があり、現状では具体的な方向性を見出し得ない状況である。長期的には業種ごとに総合的な検討を行う必要がある。 登録制度においてより強い規制(許可制度や欠格要件強化等)が必要との意見があるが、本来建設業許可の対象でない小規模工事施工業者を対象としていることから、現行の登録制度において一定の欠格要件への非該当と適正な技術者の保有を確認することが適当であり、実態にも即している。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法28業種区分についての、長期的な視点に立った総合的検討の中での、適正な解体工事に必要とされる技術の専門性、高度性や資質等についての検討が必要である。 現行制度の遵守をより一層徹底させることで、解体工事業を営む業者の技術・資質の担保と発注者の保護を図るべきである。 上記取組の状況を踏まえ、業規制のあり方について検討することとする。
			分別解体等における工事内容及び費用の明確化について	<ul style="list-style-type: none"> 分別解体等の適正実施確保のため、発注者と元請業者、元請業者と下請業者のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する必要が適正に支払われる必要があることから、以下の規定を設けている。 <p>対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用 等 <p>対象建設工事の届出に係る事項の説明等</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請業者 発注者(書面による説明) 元請業者 下請業者(告知) 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者・元請間の説明・契約等に関する規定について見直しは必要か。 元請・下請間の告知・契約等に関する規定について見直しは必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、発注者が建設リサイクルや適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担することが重要である。 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、元請業者及び下請業者の双方が建設リサイクルや適正処理に対する理解を深め、適正な費用で契約することが重要であり、適正な費用負担に対する理解が深まるよう、より一層の情報提供、啓発について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象建設工事の契約時に、元請業者は発注者に対し、分別解体、再資源化及び適正処理等の内容及び費用の内訳を明示し、適正な費用負担に対する発注者の意識、理解の向上を図る必要があるのではないかと意見がある。 現行制度の実効性を高めるためには、一般市民を含めた全ての関係者に対して、適正な費用負担に対する理解・意識を高めることが重要である。 元請業者から下請業者への告知を書面で行うべきとの意見があるが、下請業者は発注者とは異なり建設業を営む者であり、一定の専門知識や技術を有しているとともに、契約書には必要事項が記載されることに考慮しつつ検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度における元請業者から発注者への書面説明や契約書への記載について、より一層の徹底・充実を図るべきである。 発注者を含む一般市民の適正費用負担に対する理解が深まるよう、より一層の情報提供、啓発方法について検討すべきである。 元請業者・下請業者間の告知・契約が適正に実施されるとともに、適正費用負担に対する理解が深まるよう、より一層の情報提供、啓発方法について検討すべき。

促進 リサイクル	適 廃 正 棄 物 理	項 目	着目する観点	現 状 認 識	論 点	今後の方向性(案)			
						基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組	
		(2)再資源化	特定建設資材の指定品目及び再資源化について	<p><特定建設資材> (コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再資源化率はH17目標を達成。 再資源化施設は概ね全国に分布。施設数も増加。 建設廃棄物排出量の約8割を占めている。 <p><その他の建設資材></p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量が比較的多いのは建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石こうボード。 建設汚泥の再資源化等率、建設混合廃棄物の削減率はH17目標を達成。 建設汚泥、廃石こうボード等は再資源化施設の数が少なく、地域に偏り。リサイクル体制が未確立(コスト、技術、再生用途の受け皿等) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の特定建設資材4品目(Co、Co及び鉄、木材、As)の指定を継続するか。 特定建設資材に追加することが適当な品目はあるか。 <p>(1) 廃石膏ボード (2) 建設汚泥 (3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、建設廃棄物の8割を占める特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の徹底が重要である。 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るために、特定建設資材の品目追加の必要性について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各品目のH17再資源化等率は91～98%と目標を達成しており、再資源化施設も全国に分布し施設数も増加していること等を踏まえ、品目指定の継続について検討する必要がある。 特定建設資材の品目追加の検討にあたっては、再資源化による寄与の大きさと技術面、コスト面等の課題を勘案し検討する必要がある。 今後解体系の排出量が増加する廃石膏ボードについて、リサイクルが進んでいる新築系に限り品目追加してはどうかという意見がある一方で、リサイクル体制や技術開発が未確立であること等の課題を踏まえて検討すべきとの意見もある。 建設汚泥については、建設発生土の扱いも含めて再資源化等を法で規定できないかとの意見がある一方、建設汚泥及び建設発生土については建設資材ではなく、また建設発生土は廃棄物でもないことから、建設リサイクル法の枠外でないかとの意見もある。また、建設汚泥にはリサイクルの受け皿やコスト競争力、環境安全性の担保などの課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の特定建設資材4品目については、今後も多量の排出が見込まれることから、現行の品目指定を継続し、再資源化の徹底を図る。 再資源化のさらなる徹底を図るための再資源化施設の整備、再資源化率、再資源化等率の目標見直しについて検討する必要がある。 現行の特定建設資材4品目以外の品目については、再資源化技術の開発や再資源化施設の整備状況に課題があり、直ちに追加できる状況にないことから、その進捗状況を見ながら検討する必要がある。 廃石膏ボードについては、今後、大量の排出が見込まれ、管理型最終処分場での処分が必要なことから、解体時の分別を徹底するとともに、関係者の協力を得ながら再資源化技術の開発や再資源化ルート拡大を図る必要がある。 建設汚泥及び建設発生土の総合的な有効利用方策について、より一層の検討・推進が必要である。 	
			再資源化等完了後の報告について	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者は再資源化等の完了時に、発注者に書面報告する必要がある。 適正な再資源化等が行われなかった場合には発注者から行政へ申告可能であるが、適用事例は1件のみであり、行政は再資源化の完了状況を把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が再資源化の状況を把握するため、元請業者に行政への完了報告を義務付ける必要はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るために、元請業者から費用の負担者である発注者へ完了報告が確実になされ、また、適正な再資源化等が行われなかった場合は行政がその状況を把握できることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者から行政への申告事例は1件のみに留まっていることから、再資源化の確認、申告を発注者に委ねるのは難しいこと等から、元請業者から行政への完了報告や申告を義務化してはどうかとの意見がある。また、完了時のみならず、廃棄物の流れについて行政を含む関係者がリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みを検討すべきとの意見がある。 検討にあたっては、関係者の負担が過度なものとならないよう配慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者への再資源化等完了報告が確実に行われ、不適正な再資源化等が行われた場合に行政が迅速に状況を把握することができる仕組みについて検討が必要である。 	
		(3)縮減	木材の縮減の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材については工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合等に限り例外的に「縮減(単純焼却)」を認めているが、施設の立地が進み、縮減が認められている地域はほぼ解消されている。 しかし、木材の再資源化率は約7割に留まり、約2割が「縮減」されている。また、縮減割合については地域差がある。 バイオマス発電によるサーマルリサイクルの進展に伴い、木材チップ需要が大きく変化している。 <p>条例により基準上乘せを実施している自治体は無し。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 木材の再資源化を徹底させるために、縮減規定を見直す必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生木材のリサイクルの一層の促進を図るためには、縮減と称した安易な焼却を防止する必要がある。また、地球温暖化防止の観点からも木材縮減の抑制は重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 縮減は特別な理由がない限り認めるべきでないとの意見がある一方で、周辺に再資源化施設がなければ縮減はやむを得ない、木材チップの需要の少ない地域では再資源化を受け入れてもらえないケースがある等の意見もある。 現状の縮減規定においては、離島等一部地域を除き縮減が実質的に認められていないにもかかわらず、H17調査では依然として縮減が多くなされている。また、近年のサーマルリサイクル需要の拡大により縮減状況が変化している可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記仕組みの検討に当たっては、廃棄物処理法の電子マニフェスト等の既存の仕組みを活用するなどの効率的な運用方法や、状況把握に必要な内容及び電子化が普及するまでの対応等について検討する必要がある。 環境マネジメントシステムの認証制度や認証制度を活用した制度により、自主的な取組を促進させた方が良いとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の縮減規定において不適正な縮減がなされないよう、関係者に対し、縮減規定の周知徹底を図るとともに、再資源化の徹底及び不適正縮減の防止に対する指導を強化すべきである。 縮減の実態及び木材チップの需給動向について把握と分析を行い、不適正な縮減を抑制するために、地域における木材チップ需給状況や再資源化施設についての情報提供を充実する必要がある。 不適正な再資源化等が行われた場合に行政が迅速に状況を把握することができる仕組みの中で、縮減の状況について把握することも検討する必要がある。

促進 サイ クル	適 正 処 理	項 目	着目する観点	現 状 認 識	論 点	基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組
)建設廃棄物適正処理の徹底								
		(1)適正処理	不適正処理が発生するメカニズムについて	・自社処理、有価物と称した不適正処理の量が多い。 ・排出事業者、無許可業者による不法投棄が多い。	・自社処理と称した不適正処理、無許可業者による処理を防止するための方策は何か。	・自社処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが重要である。	・自社処理と称した不適正処理が多く、委員からもそれが問題であるとの意見がある。 ・不適正処理等につながっている建設廃棄物の流れの実態が十分に把握できていない。 ・自社処理にマニフェストを適用することの可能性を検討すべきとの意見がある。	・自社処理について実態把握を行う必要がある。 ・自社処理を含め不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを的確に把握する仕組みを検討する必要がある。
			不適正処理の防止策について	・不法投棄の未然防止対策として、 ・処理事業者の優良化 ・排出事業者責任の強化 ・不法投棄の罰則強化 ・適正な施設の確保 ・監視の強化を図っている。	・不適正処理を防止するために必要な対策は何か。	・建設廃棄物の不適正処理を防止するため、不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを迅速に把握し、監視の強化、対応の迅速化を図る必要がある。	・廃棄物の流れについて行政を含む関係者がリアルタイムに把握できる、透明性、効率性の高い仕組みを検討すべきとの意見がある。 ・検討にあたっては、関係者の負担が過度なものとならないよう配慮する必要がある。 ・環境マネジメントシステムの認証制度や認証制度を活用した制度により、自主的な取組を促進させた方が良いとの意見がある。(再掲)	・自社処理を含め不適正処理等につながる建設廃棄物の流れを的確に把握する仕組みを検討する必要がある。 ・環境マネジメントシステムの認証制度などを活用した自主的な取組の促進と優良業者等の情報提供について検討する必要がある。(再掲)
		(2)取り締まり	パトロール等の実効性向上について	・建設リサイクル法に基づく助言、勧告、罰則適用の件数は少数に留まっている。 ・パトロール延べ時間は減少傾向にある。	・建設リサイクル法の実効性を高めるためには、行政によるパトロールの充実が必要ではないか。	・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、届出等の手続の充実に加え、行政パトロール等の充実により不法事例の摘発を強化することで、関係者の法令遵守に対する意識の向上を図ることが有効である。	・悪意の第三者に対しては監視強化や取り締まりが一番効果的であるなどの意見がある。 ・パトロールから得られる実態、行政処分の実態を関係者にフィードバックすることが重要である。 ・行政における情報共有が進んで、初めてパトロールの効率的運用が実現するとの意見がある。	・行政パトロール等の充実により不法事例への監視、取り締まりを強化するとともに、パトロール結果や行政処分情報を公開することで、関係者の法令遵守に対する意識の向上を図るべきである。 ・行政における情報共有と効率的な行政パトロール方策について検討すべきである。
			状況把握の強化について	・都道府県等の独自の取組として、建設リサイクル法の届出時に「届出済シール」を交付し、工事現場に掲示する標識に貼付するよう指導しており、工事現場で届出済かどうかを確認できるようにしているところがある。 全域実施：23都府県、一部実施：7府県(H18.7現在)	・行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況把握を行うための方策は何か。	・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況を把握する必要がある。	・現場標識の掲示の徹底、届出済シールの添付など、行政の現場状況把握が容易にできるような仕組みについて検討を行う必要がある。	・現場標識の掲示を徹底する方策を講ずるべきである。 ・届出済シールの現場標識への添付について、全国展開を図るべきである。
			行政における情報共有等の連携強化について	・一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県に代わり分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。 ・分別解体等に係る事務を行う部局(建設部局)は市町村で、再資源化等に係る事務を行う部局(環境部局)は都道府県であるケースが見受けられる。 ・届出情報等について、建設部局・環境部局間の情報共有が十分になされていないケースが見受けられる。	・行政(建設部局・環境部局)における情報共有等の連携強化が必要ではないか。	・建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保を図るためには、届出情報等について関係する行政部局間(建設部局・環境部局)において情報共有等の連携がなされることが重要である。	・個人情報保護等を理由に、行政における情報共有等の連携が十分でないケースが見受けられるが、公益に資するための情報利用は個人情報保護の障害にならないとの意見がある。 ・行政における情報共有が進んで、初めてパトロールの効率的運用が実現するとの意見がある。(再掲)	・行政間が保有する個人情報の保護の考え方に照らして、行政間の情報共有等の連携がスムーズになされる方策について検討し、実施すべきである。

促進 サイ クル	適 正 廃 棄 物 理	項 目	着目する観点	現 状 認 識	論 点	今後の方向性(案)		
						基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組
)横断的取組								
		(1)関係者の連携強化	分別解体、再資源化に係る情報提供について	・都道府県等では、分別解体等及び再資源化等に係る情報をインターネット等で提供しているところがある。	・分別解体及び再資源化に係る情報提供の充実が必要ではないか。	・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、関係者間で建設リサイクルに関する意志の疎通や情報交換が十分に行われるよう、 分別解体や再資源化に係る情報を関係者間で共有、活用できるようにすることが重要である。	・分別解体や再資源化に係る 情報の共有、活用方策について具体的に検討 する必要がある。 (情報の例) ・建設リサイクル法に係る諸手続 ・分別解体等に係る施工方法 ・分別解体当時の有害物質の取扱 ・再資源化に係る施設、技術及び需要の動向 ・優良処理業者に関する情報 等	・関係者間の 情報共有、連携強化に必要な情報提供方策について検討し、実施 すべきである。 (情報の例) ・建設リサイクル法に係る諸手続 ・分別解体等に係る施工方法 ・分別解体当時の有害物質の取扱 ・再資源化に係る施設、技術及び需要の動向 ・優良処理業者に関する情報 等
		(2)理解と参画の推進	建設リサイクル法の周知・啓発の充実について	・建設副産物リサイクル広報推進会議等により、建設リサイクル法の周知・啓発活動が実施されている。	・一般市民を含む関係者に対する、建設リサイクル法の周知・啓発の一層の充実が必要ではないか。	・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化及び適正処理並びにそれらに必要な費用の負担について高い理解、意識を有することが重要である。	・ 必ずしも国民の建設リサイクルへの理解、意識は高いとはいえず、建設リサイクル及び建設リサイクル法の遵守に関する周知・啓発活動の一層の充実を図る必要がある。 (周知・啓発活動の例) ・建設リサイクルに関する広報活動 ・建設リサイクルに関する講習会や研修 ・優れた取組に対する表彰 等	・一般市民を含めた全ての関係者が、分別解体等、再資源化及び適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう、 より一層の情報提供や啓発を行うべきであり、その具体的な方策について検討 する必要がある。 (周知・啓発活動の例) ・建設リサイクルに関する広報活動 ・建設リサイクルに関する講習会や研修 ・優れた取組に対する表彰 等
		(3)建設副産物の流れの「見える化」	リサイクル及び廃棄物処理の適正性を把握するための仕組みについて	・再資源化されたものがその後実際にどのような形で利用されているのか、あるいは不適正な処理がなされているのか等、十分に実態が把握されていない。	・建設副産物の一連の流れを「見える化」し、把握するための仕組みが必要ではないか。	・建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、 建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて「見える化」し、その状況を把握できることが重要である。	・情報管理について、関係者の連携や役割分担を整理すべきとの意見や、システムの 신설ではなく既存システムの紐付けで対応すべきとの意見がある。 ・適正処理の観点では情報把握の志向が強くなるが、多様なリサイクル促進の観点からは自主的取組の促進等をベースとした制度が良いとの意見がある。 ・情報管理は電子化を前提とすべきであり、電子化が普及するまでの対応についても議論が必要との意見や、小規模業者を含め誰でも使える電子化システムでないといけないとの意見がある。	・ 建設副産物の流れを「見える化」し、把握するための仕組みについて、関係者の役割分担や既存システムの連携、自主的取組の促進等について検討 する必要がある。 ・ 電子化(廃掃法における電子マニフェスト)の普及促進を図るとともに、マニフェスト年次報告や建設リサイクル法届出等の情報の有効活用 を図るべきである。

促進 サイ クル	適 正 廃 棄 処 理	項 目	着目する観点	現 状 認 識	論 点	今後の方向性(案)		
						基本的な方向性	検討が必要な事項	具体的な取組
)その他								
		(1)3Rの推進	発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心となっている。 高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいる。 新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの上流段階の取組である発生抑制については、より一層の強化が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要であり、建設分野においても、資源投入量の最小化についてより一層努めていくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制を建設リサイクル法で促進すべきとの意見があるが、建設リサイクル法は分別解体や再資源化に関する規定が定められているものであり、発生抑制の取組については、資源有効利用促進法において具体的な規定がなされている。 建造物の長寿命化を行う工夫が必要であるなどの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法基本方針においてその基本的方向や具体的方策を示し、発生抑制の取組をより一層強化していく。 建造物の長寿命化を推進するための総合的な施策を講ずるべきである。
			再使用・再生資材の利用	<ul style="list-style-type: none"> 再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと100%近いものとを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。 これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の再使用及び再生資材利用の促進を図るための方策は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。このため建設分野においても、再使用や他産業に由来するものも含めた再生資材の利用の推進に努めていくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 再使用及び再生資材利用の取組についてより一層強化していく必要があるが、建設リサイクル法は分別解体や再資源化に関する規定が定められているものであり、再使用及び再生資材利用の取組については、資源有効利用促進法において具体的な規定がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法基本方針においてその基本的方向や具体的方策を示し、再使用及び再生資材利用の取組をより一層強化していく。
		(2)建設リサイクル市場の育成	建設リサイクル市場の育成について	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル市場においては、「悪貨が良貨を駆逐する」おそれが懸念される。 リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要(最終需要、処理能力)が確保される必要があるが、実際に再生材の供給が追いつかない地域では新材を大量に含んだものがリサイクル品として安い価格で取り扱われており、資材製造者等にしわ寄せが生じている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル市場の育成を図るための方策は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進及び建設廃棄物適正処理の徹底を図るためには、企業コンプライアンスの確立を促進するとともに、優良企業が評価される環境を整えることが重要である。また、市場の地域内需給バランスの均衡を図っていくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業はコンプライアンスを徹底し、まず企業自身が、自らの企業活動の透明性を高める努力が必要である。 企業と契約を結ぼうとする主体が、コスト情報に加えて、企業の優良性に関する情報を合わせて検討することができるといった環境を整えることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルに関わる企業のコンプライアンス体制の確立を促すべきである。 質の高い建設リサイクルを推進している企業が公正かつ客観的に評価される仕組みについて検討すべきである。 地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべきである。
		(3)技術開発等の推進	建設リサイクルに関する技術開発の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの推進において、リサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルに関する技術開発や、それを誘導するための需要拡大について促進を図るための方策は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの一層の促進を図るためには、リサイクルの質を向上させるための技術開発及びそれを誘導するための需要の拡大が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの容易な建材の供給が必要との意見がある。 再資源化にあたって、CO₂の排出を抑制するなど地球温暖化対策との調和を図るための技術は積極的に開発すべきである。 建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階における、ライフサイクルコストに留意し、長寿命化やリサイクルのしやすさを考慮した構造や資材についての技術開発及びその採用を促すための方策について検討すべきである。 建設リサイクルの取り組みにおいて、CO₂排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべきである。 建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。